

# 質 疑 回 答 書

1 番 号 新潟市水道局公告第30号

2 件 名 グループウェアノートパソコン用Officeライセンスリース（令和6年度更新分）

上記案件につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
<p>1 再リースについて 本件については、Officeライセンスのみがリース対象となっており、再リースはできませんが、再リースは行わない認識でいいでしょうか。</p>	<p>1 再リースについて 本件については、グループウェアノートパソコン用Officeライセンスの再リースは行いません。</p>
<p>2 調達内容について ライセンスのインストール先であるPCの数量は、契約期間中は増減しないものとし、数量の増減による賃貸借料の変更は行わない認識でいいでしょうか。</p>	<p>2 調達内容について PCの数量は、契約期間中は増減せず、数量の増減による賃貸借料の変更は行いません。</p>
<p>3 契約書（案）第19条について 損害賠償の請求について「損害賠償の請求は可能」又は「甲乙協議できる」のどちらかとする契約書の条文の修正を願います。</p>	<p>3 契約書（案）第19条について 当局の契約は、予算に基づいて契約を行うこととなっています。今回の長期継続契約は、翌年度以降の支出予算が保証されていません。万が一、予算が減額もしくは削除となり契約が変更又は解除となった場合は、残リース料はお支払いできません。</p>
<p>4 契約書（案）第15条について 本件はソフトウェアのライセンスなので保険は付保できません。条文の削除を願います。</p>	<p>4 契約書（案）第15条について 契約書（案）第15条については、条文を削除します。</p>
<p>5 契約書（案）第25条について 15条と同じく当該ライセンスについては、撤去及び撤去の費用は発生しないと認識していますので条文の削除を願います。また、削除が不可の場合、撤去の方法の具体的な方法を提示願います。</p>	<p>5 契約書（案）第25条について 契約書（案）第25条については、条文を削除します。</p>